

募集要項 新旧対照表

No	頁	別紙	1	1.1	1.1.1.	(1)	1)	a	①	項目等	修正前 (募集要項(令和7年10月))	修正後 (募集要項(令和7年11月改訂))			
1	16	2.	2.3						表2-7 事業スケ ジュール	基本協定締結	令和8年10月頃	基本協定締結	令和8年10月頃		
										基本契約、設計業務委託契約、統括管理業務 委託契約、付帯事業の実施に係る協定締結	令和8年12月頃	基本契約、設計業務委託契約、統括管理業務 委託契約、付帯事業の実施に係る協定締結	令和8年12月頃		
										事業期間	基本契約締結日～令和33年3月31日	事業期間	基本契約締結日～令和33年3月31日		
										設計期間	設計業務委託契約締結日～設計業務完了日ま で（事業者の提案による）	設計期間	設計業務委託契約締結日～設計業務完了日ま で（事業者の提案による）		
										建設期間	建設工事請負契約締結日～令和14年2月29日	建設期間※5	建設工事請負契約締結日～令和14年2月29日		
										施設の 引き渡し日※1	本施設のうち、 公園先行供用部	令和12年2月28日	施設の 引き渡し日※1	本施設のうち、 公園先行供用部	令和12年2月28日
										本施設全体	令和14年2月29日	本施設全体	令和14年2月29日		
										開園準備期間	事業者の提案による（各施設の運営業務開始日 前日まで）	開園準備期間	事業者の提案による（各施設の運営業務開始日 前日まで）		
										維持管理業務・ 運営業務	本施設のうち、 公園先行供用部	令和12年3月31日	維持管理業務・ 運営業務	本施設のうち、 公園先行供用部	令和12年3月31日
										開始日※2※3※4	本施設全体	令和14年3月31日	開始日※2※3※4	本施設全体	令和14年3月31日
										維持管理業務・運営業務期間	各業務開始日～令和33年3月31日	維持管理業務・運営業務期間	各業務開始日～令和33年3月31日		
2	16	2.	2.3						表2-7 事業スケ ジュール	二	※5 工事に早期に着手し、施工計画の効率化や公園一部先行供用の円滑な実現を 図るため、準備工事や先行供用部に係る工事（以下「準備工事等」という。）を先行的 に別途契約する提案を可とする。準備工事等に含める内容は先行的に着手する必要 がある工種に限るとともに、別途契約する件数や区分は設計業務や建設業務の工程 上、合理的な範囲内とし、区と協議の上決定するものとする。また、建築物等（工作物 を含む。）にあたっては、建築主等（指定確認検査機関を含む。）に通知し、確認済証 の交付後の着工とする。なお、予定価格が1億8千万円以上の場合はそれぞれの契約 について区議会の議決を条件に締結することとなるため、資料18「特定事業契約の締 結スケジュール」の「建設工事請負契約の締結に係る留意事項」を参照のこと。また、 設計業務においては、準備工事等に係る内容及び工事区分を明確にし、実施設計図 書をそれぞれ先行して納品して、区の検査を受けるものとする。				
3	28	5.	5.2	5.2.7	(5)			(5)参加申込	「募集要項等に関する第2回個別対話参加申込書及び個別対話の議題」（様式5）に必 要事項を記載の上、次のフォームより提出すること。 なお、次の事項について提案がある場合は、その提案内容を個別対話の議題とするこ と。 ・準備工事等の別途契約						
4	35	7.	7.1	7.1.1	(4)			(4)建設工事 請負契約	本区は、建設企業と建設工事請負契約を締結する。 なお、設計業務の完了後速やかに建設工事請負契約の仮契約を締結することとする。 建設工事請負契約の締結には、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、世田谷 区議会の議決を要するため、区議会での当該契約の締結に係る議案（仮契約の締結 後に提出）の議決を経た後に本契約を締結するものとする。 ただし、本区は、当該議案が区議会で議決されなかった場合、事業者に対していかなる 責任も負わない。 本区は、建設企業と建設工事請負契約を締結する。 なお、設計業務の完了後速やかに建設工事請負契約の仮契約を締結することとする。 建設工事請負契約の締結には、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、世田谷 区議会の議決を要するため、区議会での当該契約の締結に係る議案（仮契約の締結 後に提出）の議決を経た後に本契約を締結するものとする。 ただし、本区は、当該議案が区議会で議決されなかった場合、事業者に対していかなる 責任も負わない。						

募集要項 新旧対照表

No	頁	別紙	1	1.1	1.1.1.	(1)	1)	a	①	項目等	修正前 (募集要項(令和7年10月))	修正後 (募集要項(令和7年11月改訂))
5	36		7.	7.2	7.2.1					7.2.1 契約の概要	<p>事業者が本区を相手方として締結する特定事業契約は、特定事業契約書(案)によるものとし、特定事業契約書(案)の内容は、原則として軽微なもの以外は変更しない。なお、優先交渉権者は、特定事業契約の契約金額の改定について、提案書において基本契約書に定める物価指数とは別の指數を提案した場合、物価指數の変更について基本契約締結までに区と協議できるものとする。</p> <p>特定事業契約は、本区の提示内容、事業者の提案内容及び特定事業契約書に基づき締結するものであり、事業者が遂行すべき設計、建設、工事監理、維持管理及び運営業務に関する業務内容、リスク分担、金額、支払方法等を定める。</p>	<p>事業者が本区を相手方として締結する特定事業契約は、特定事業契約書(案)によるものとし、特定事業契約書(案)の内容は、原則として軽微なもの以外は変更しない。なお、優先交渉権者は、特定事業契約の契約金額の改定における物価指數の変更について基本契約締結までに区と協議できるものとする。</p> <p>特定事業契約は、本区の提示内容、事業者の提案内容及び特定事業契約書に基づき締結するものであり、事業者が遂行すべき設計、建設、工事監理、維持管理及び運営業務に関する業務内容、リスク分担、金額、支払方法等を定める。</p>

要求水準書 新旧対照表

No	頁	添付 資料	閲覧 資料	第1章	第1節	1.	(1)	1)	ア	a	項目等	修正前 (要求水準書(令和7年10月改訂))	修正後 (要求水準書(令和7年11月改訂))																																																																		
1											目次 【閲覧資料】	二	閲覧資料6 上用賀四丁目広場利用実績(令和6年10月～令和7年9月)																																																																		
2											目次 【閲覧資料】	※2 本区にて実施する測量調査が完了したのち、令和7年11月以降にCADデータの提供を行うことを予定している。	※2 本区にて令和7年度に実施した測量調査のCADデータの提供を行う(令和7年11月17日提供開始)。																																																																		
3	18			第1章	第4節	13.					表1-7 事業 スケジュール (予定)	<table border="1"> <tr> <td>基本協定締結</td><td colspan="2">令和8年10月頃</td></tr> <tr> <td>基本契約、設計業務委託契約、統括管理業務委託契約、付帯事業の実施に係る協定締結^{※1}</td><td colspan="2">令和8年12月頃</td></tr> <tr> <td>事業期間</td><td colspan="2">基本契約締結日～令和33年3月31日</td></tr> <tr> <td>設計期間</td><td colspan="2">設計業務委託契約締結日～設計業務完了日まで（事業者の提案による）</td></tr> <tr> <td>建設期間</td><td colspan="2">建設工事請負契約締結日～令和14年2月29日</td></tr> <tr> <td>施設の 引き渡し日^{※2}</td><td>本施設のうち、 公園先行供用部</td><td>令和12年2月28日</td></tr> <tr> <td></td><td>本施設全体</td><td>令和14年2月29日</td></tr> <tr> <td>開園準備期間</td><td colspan="2">事業者の提案による（各施設の運営業務開始日前日まで）</td></tr> <tr> <td>維持管理業務・ 運営業務 開始日^{※3※4※5}</td><td>本施設のうち、 公園先行供用部</td><td>令和12年3月31日</td></tr> <tr> <td></td><td>本施設全体</td><td>令和14年3月31日</td></tr> <tr> <td>維持管理業務・運営業務期間</td><td colspan="2">各業務開始日～令和33年3月31日</td></tr> </table>	基本協定締結	令和8年10月頃		基本契約、設計業務委託契約、統括管理業務委託契約、付帯事業の実施に係る協定締結 ^{※1}	令和8年12月頃		事業期間	基本契約締結日～令和33年3月31日		設計期間	設計業務委託契約締結日～設計業務完了日まで（事業者の提案による）		建設期間	建設工事請負契約締結日～令和14年2月29日		施設の 引き渡し日 ^{※2}	本施設のうち、 公園先行供用部	令和12年2月28日		本施設全体	令和14年2月29日	開園準備期間	事業者の提案による（各施設の運営業務開始日前日まで）		維持管理業務・ 運営業務 開始日 ^{※3※4※5}	本施設のうち、 公園先行供用部	令和12年3月31日		本施設全体	令和14年3月31日	維持管理業務・運営業務期間	各業務開始日～令和33年3月31日		<table border="1"> <tr> <td>基本協定締結</td><td colspan="2">令和8年10月頃</td></tr> <tr> <td>基本契約、設計業務委託契約、統括管理業務委託契約、付帯事業の実施に係る協定締結^{※1}</td><td colspan="2">令和8年12月頃</td></tr> <tr> <td>事業期間</td><td colspan="2">基本契約締結日～令和33年3月31日</td></tr> <tr> <td>設計期間</td><td colspan="2">設計業務委託契約締結日～設計業務完了日まで（事業者の提案による）</td></tr> <tr> <td>建設期間^{※6}</td><td colspan="2">建設工事請負契約締結日～令和14年2月29日</td></tr> <tr> <td>施設の 引き渡し日^{※2}</td><td>本施設のうち、 公園先行供用部</td><td>令和12年2月28日</td></tr> <tr> <td></td><td>本施設全体</td><td>令和14年2月29日</td></tr> <tr> <td>開園準備期間</td><td colspan="2">事業者の提案による（各施設の運営業務開始日前日まで）</td></tr> <tr> <td>維持管理業務・ 運営業務 開始日^{※3※4※5}</td><td>本施設のうち、 公園先行供用部</td><td>令和12年3月31日</td></tr> <tr> <td></td><td>本施設全体</td><td>令和14年3月31日</td></tr> <tr> <td>維持管理業務・運営業務期間</td><td colspan="2">各業務開始日～令和33年3月31日</td></tr> </table>	基本協定締結	令和8年10月頃		基本契約、設計業務委託契約、統括管理業務委託契約、付帯事業の実施に係る協定締結 ^{※1}	令和8年12月頃		事業期間	基本契約締結日～令和33年3月31日		設計期間	設計業務委託契約締結日～設計業務完了日まで（事業者の提案による）		建設期間 ^{※6}	建設工事請負契約締結日～令和14年2月29日		施設の 引き渡し日 ^{※2}	本施設のうち、 公園先行供用部	令和12年2月28日		本施設全体	令和14年2月29日	開園準備期間	事業者の提案による（各施設の運営業務開始日前日まで）		維持管理業務・ 運営業務 開始日 ^{※3※4※5}	本施設のうち、 公園先行供用部	令和12年3月31日		本施設全体	令和14年3月31日	維持管理業務・運営業務期間	各業務開始日～令和33年3月31日	
基本協定締結	令和8年10月頃																																																																														
基本契約、設計業務委託契約、統括管理業務委託契約、付帯事業の実施に係る協定締結 ^{※1}	令和8年12月頃																																																																														
事業期間	基本契約締結日～令和33年3月31日																																																																														
設計期間	設計業務委託契約締結日～設計業務完了日まで（事業者の提案による）																																																																														
建設期間	建設工事請負契約締結日～令和14年2月29日																																																																														
施設の 引き渡し日 ^{※2}	本施設のうち、 公園先行供用部	令和12年2月28日																																																																													
	本施設全体	令和14年2月29日																																																																													
開園準備期間	事業者の提案による（各施設の運営業務開始日前日まで）																																																																														
維持管理業務・ 運営業務 開始日 ^{※3※4※5}	本施設のうち、 公園先行供用部	令和12年3月31日																																																																													
	本施設全体	令和14年3月31日																																																																													
維持管理業務・運営業務期間	各業務開始日～令和33年3月31日																																																																														
基本協定締結	令和8年10月頃																																																																														
基本契約、設計業務委託契約、統括管理業務委託契約、付帯事業の実施に係る協定締結 ^{※1}	令和8年12月頃																																																																														
事業期間	基本契約締結日～令和33年3月31日																																																																														
設計期間	設計業務委託契約締結日～設計業務完了日まで（事業者の提案による）																																																																														
建設期間 ^{※6}	建設工事請負契約締結日～令和14年2月29日																																																																														
施設の 引き渡し日 ^{※2}	本施設のうち、 公園先行供用部	令和12年2月28日																																																																													
	本施設全体	令和14年2月29日																																																																													
開園準備期間	事業者の提案による（各施設の運営業務開始日前日まで）																																																																														
維持管理業務・ 運営業務 開始日 ^{※3※4※5}	本施設のうち、 公園先行供用部	令和12年3月31日																																																																													
	本施設全体	令和14年3月31日																																																																													
維持管理業務・運営業務期間	各業務開始日～令和33年3月31日																																																																														
4	18			第1章	第4節	13.					表1-7 事業 スケジュール (予定)	二	※6 工事に早期に着手し、施工計画の効率化や公園一部先行供用の円滑な実現を図るため、準備工事や先行供用部に係る工事(以下「準備工事等」という。)を先行的に別途契約する提案を可とする。準備工事等に含める内容は先行的に着手する必要がある工種に限るとともに、別途契約する件数や区分は設計業務や建設業務の工程上、合理的な範囲内とし、区と協議の上決定するものとする。また、建築物等(工作物を含む。)にあたっては、建築主事等(指定確認検査機関を含む。)に通知し、確認済証の交付後の着工とする。なお、予定価格が1億8千万円以上の場合はそれぞれの契約について区議会の議決を条件に締結することとなるため、資料18「特定事業契約の締結スケジュール」の「建設工事請負契約の締結に係る留意事項」を参照のこと。また、設計業務においては、準備工事等に係る内容及び工事区分を明確にし、実施設計図書をそれぞれ先行して納品して、区の検査を受けるものとする。																																																																		
5	21			第1章	第7節	2.	(1)				(1)敷地の現 況	「資料3 事業予定地位置図」、「閲覧資料2 事業予定地現況測量図」を参照すること。なお、現況測量は令和7年11月末までに本区が実施予定であり、実施後、CADデータの貸出を行う。	「資料3 事業予定地位置図」、「閲覧資料2 事業予定地現況測量図」を参照すること。なお、現況測量は令和7年11月末までに本区が実施予定であり、実施後、CADデータの貸出を行う(令和7年11月17日提供開始)。																																																																		

要求水準書 新旧対照表

No	頁	添付資料	閲覧資料	第1章	第1節	1.	(1)	1)	ア	a	項目等	修正前 (要求水準書(令和7年10月改訂))	修正後 (要求水準書(令和7年11月改訂))
6	23			第1章	第7節	5.					5.利用料金	本施設(民間収益施設を除く。)に係る利用料金の額は、世田谷区立上用賀公園運動場条例(令和7年9月30日条例第97号)に定める範囲内において、あらかじめ本区の承認を得た上で、事業者が定める。利用料金の額を定める際は、「資料5 既存体育施設稼働状況」を参考とすること。ただし、本施設のうち、アリーナに係る利用料金の額は、本区が世田谷区立上用賀公園運動場条例に定めるものとする。 また、事業者が利用料金を徴収する提案施設の設置を提案した場合、本区と協議の上別途利用料金を定めるものとする。	本施設(民間収益施設を除く。)に係る利用料金の額は、世田谷区立上用賀公園運動場条例(令和7年9月30日条例第97号)に定める範囲内において、あらかじめ本区の承認を得た上で、事業者が定める。利用料金の額を定める際は、「資料6 既存体育施設稼働状況」を参考とすること。ただし、本施設のうち、アリーナに係る利用料金の額は、本区が世田谷区立上用賀公園運動場条例に定めるものとする。 また、事業者が利用料金を徴収する提案施設の設置を提案した場合、本区と協議の上別途利用料金を定めるものとする。 なお、個人利用に係る利用料金の設定において、回数券等による割引制度や月額制等による定額制サービスを導入する場合は、あらかじめ本区と協議することとし、当該制度の適用対象は世田谷区立上用賀運動場条例別表第1で掲げる区内に住所、勤務先又は通学先を有する者に限定すること。 また、駐車場の料金は、隣接する関東中央病院の駐車場料金(一般利用者。24時間の最大料金額は含まない。)より高い設定としないようにすること。関東中央病院の料金体系の変更により、当該駐車料金を上回ることとなつた場合は、相当の期間内に変更の措置をとること。
7	25			第2章	第1節	1.					f	f 必要となる関係官庁への許認可申請、報告、届出、その必要図書の作成及び手続き(建築基準法第5条の6に規定される工事監理者を含む。)等は、事業者の経費負担により実施する。	f 必要となる関係官庁への建築確認申請及び計画通知(以下「建築確認申請等」という。)、許認可申請、報告、届出、その必要図書の作成及び手続き等は、事業者の経費負担により実施する。必要に応じて、各種許認可等の書類の写しを本区に提出すること。
8	49			第2章	第3節	4.	(1)	3)	イ	c	イ 管理事務室	c 防災広場側体育館エントランス(メイン)に面し、利用者の訪問を容易に確認できる位置に設置すること。	c 利用者の訪問を容易に確認できる位置に設置すること。
9	52			第2章	第3節	4.	(1)	3)	力	e	力 駐車場	e 荷捌きスペースやスロープの降り際等で、25台以上増設可能なスペースを確保すること。	e 荷捌きスペースやスロープの降り際等で、25台以上増設可能なスペースを確保すること。ただし、bで示す駐車スペースとあわせて75台以上確保できれば、増設可能なスペースは25台未満でも可とする。
10	70			第3章	第3節	2.	(1)					建築確認申請等の建設工事に伴う各種手続きを、事業スケジュールに支障がないように実施すること。必要に応じて、各種許認可等の書類の写しを本区に提出すること。	建設工事に伴う各種手続きを、事業スケジュールに支障がないように実施すること。必要に応じて、各種許認可等の書類の写しを本区に提出すること。
11	76			第3章	第4節	1.					1. 既存施設の撤去業務	a 既存施設の概要是、「資料11 樹木調査結果」、「閲覧資料4 世田谷区上用賀公園拡張事業に伴う用賀住宅解体工事」を参照すること。 b 着手の前に解体工事計画書を作成し、本区の承諾を受けること。 c 周辺の工作物等に影響を及ぼさないような対策を行うこと。また、騒音、振動、排気ガス等の低減を図る等周辺環境保全に努めること。	

要求水準書 新旧対照表

No	頁	添付資料	閲覧資料	第1章	第1節	1.	(1)	1)	ア	a	項目等	修正前 (要求水準書(令和7年10月改訂))	修正後 (要求水準書(令和7年11月改訂))																							
12	83			第4章	第3節	1.			d	1. 工事監理業務	d 建築確認申請等の建築工事に伴う各種手続きを、事業スケジュールに支障がないように実施すること。必要に応じて、各種許認可等の書類の写しを本区に提出すること。	d 必要となる関係官庁への建築確認申請等に伴う検査、許認可申請、報告、届出、その必要図書の作成及び手続き等は、事業者の経費負担により実施する。必要に応じて、各種許認可等の書類の写しを本区に提出すること。																								
13	84			第4章	第4節	1.			d	1. 工事監理業務	d 建築確認申請等の建築工事に伴う各種手続きを、事業スケジュールに支障がないように実施すること。必要に応じて、各種許認可等の書類の写しを本区に提出すること。	d 必要となる関係官庁への建築確認申請等に伴う検査、許認可申請、報告、届出、その必要図書の作成及び手続き等は、事業者の経費負担により実施する。必要に応じて、各種許認可等の書類の写しを本区に提出すること。																								
14	6									添付資料6 必要諸室リスト 器具庫 室面積(m ²) 備考	資料6 必要諸室リスト <table border="1"> <thead> <tr> <th>用途</th> <th>室数</th> <th>室面積 (m²)</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>体育館 スポーツ機能 利用者エリア アリーナ</td> <td>1</td> <td>1,830</td> <td>公式バスケットコート2面を確保可能な広さとすること</td> </tr> <tr> <td>器具庫</td> <td>1</td> <td>200</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	用途	室数	室面積 (m ²)	備考	体育館 スポーツ機能 利用者エリア アリーナ	1	1,830	公式バスケットコート2面を確保可能な広さとすること	器具庫	1	200		資料6 必要諸室リスト <table border="1"> <thead> <tr> <th>用途</th> <th>室数</th> <th>室面積 (m²)</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>体育館 スポーツ機能 利用者エリア アリーナ</td> <td>1</td> <td>1,830</td> <td>公式バスケットコート2面を確保可能な広さとすること</td> </tr> <tr> <td>器具庫</td> <td>1</td> <td></td> <td>適宜 提案する備品等を収納可能な広さを確保すること</td> </tr> </tbody> </table>	用途	室数	室面積 (m ²)	備考	体育館 スポーツ機能 利用者エリア アリーナ	1	1,830	公式バスケットコート2面を確保可能な広さとすること	器具庫	1		適宜 提案する備品等を収納可能な広さを確保すること
用途	室数	室面積 (m ²)	備考																																	
体育館 スポーツ機能 利用者エリア アリーナ	1	1,830	公式バスケットコート2面を確保可能な広さとすること																																	
器具庫	1	200																																		
用途	室数	室面積 (m ²)	備考																																	
体育館 スポーツ機能 利用者エリア アリーナ	1	1,830	公式バスケットコート2面を確保可能な広さとすること																																	
器具庫	1		適宜 提案する備品等を収納可能な広さを確保すること																																	

様式集及び作成要領 新旧対照表

No	書類名	項目番号	項目	1	(1)	1)	①	項目等	修正前 (様式集及び作成要領(令和7年10月))					修正後 (様式集及び作成要領(令和7年11月改訂))											
									分類	項目	様式	No	枚数制限	用紙サイズ	分類	項目	様式	No	枚数制限	用紙サイズ					
1	様式集(ワード編)及び作成要領	I	2	I	I	I	I	I	I	I	I	I	I	I	I	I	I	I							
									I. 資格審査	2. 資格審査に関する提出書類	指定	2-11-1 2-11-2 2-11-3 2-11-4	適宜	A4	3. その他	応募辞退届(辞退する場合のみ)	指定	3-1	1	A4					
									建設共同企業体協定書(甲型)の写し ※協定の締結は必ず代表者名義で行う必要があります。 ※本協定書の様式には「第8条に基づく協定書」を含みます。																
									委任状 ※代表者(建設共同企業体の第一順位者)に対する委任です。 ※復代理人(建設共同企業体第一順位者の共同運営上の代理人)を置いていない場合は、委任事項の6を削除し、訂正印を指定位置に押印してください。																
									使用印鑑届 ※代表者が実印以外の印鑑を使用する場合に必要です。 委任状(復代理人用) ※代表者が復代理人を置いている場合のみ必要です。																
									建設共同企業体協定書(乙型)の写し ※委任状、使用印鑑届、委任状(復代理人用)は甲型と共通となります。																
									設計共同企業体協定書の写し ※建設共同企業体協定書に準じて作成すること	なし	—	適宜	A4												
									工事監理共同企業体協定書の写し ※建設共同企業体協定書に準じて作成すること	なし	—	適宜	A4												
									維持管理・運営共同企業体協定書の写し ※建設共同企業体協定書に準じて作成すること	なし	—	適宜	A4												
									3. その他	応募辞退届(辞退する場合のみ)	指定	3-1	1	A4											
2	様式集(ワード編)及び作成要領	II	7	II	II	II	II	II	II. 提案審査	事業スケジュール表 ※公園先行供用の時期がわかるように記載すること					事業スケジュール表 ※公園先行供用の時期がわかるように記載すること ※準備工事等の別途契約の提案をする場合は記載すること										
									11. 事業スケジュール																
3	様式集(ワード編)及び作成要領	III	10	(2)	2)	②	III.	III. 提出書類の作成要領 ②提案書	企業名を伏せて審査を行うため、副本分については、表紙、背表紙、提出書類に応募グループ名及び代表企業、構成企業、協力企業(協力企業はSPCを設立する場合のみ、以下同じ)の企業名・ロゴマーク等を一切記載せず、応募グループ名については参加表明書提出時に与える記号を表記し、企業名については「代表企業」、「構成企業A」、「構成企業B」、「協力企業A」、「協力企業B」等の匿名を使用すること。その他、企業名が特定されるような記載がないよう留意すること。					企業名を伏せて審査を行うため、副本分については、表紙、背表紙、提出書類に応募グループ名及び代表企業、構成企業、協力企業(協力企業はSPCを設立する場合のみ、以下同じ)の企業名・ロゴマーク等を一切記載せず、応募グループ名については参加表明書提出時に与える記号を表記し、企業名については「代表企業」、「構成企業A」、「構成企業B」、「協力企業A」、「協力企業B」等の匿名を使用すること。その他、企業名が特定されるような記載がないよう留意すること。ただし、様式B-3-2「地域企業の活用」については、区内事業者である代表企業、構成企業又は協力企業、再委託又は下請けを担う企業の名称及び所在地を明記してください。											

様式集及び作成要領 新旧対照表

No	書類名	項	様式番号	1	(1)	1)	①	項目等	修正前 (様式集及び作成要領(令和7年10月))	修正後 (様式集及び作成要領(令和7年11月改訂))																																																			
4	様式集(ワード編)及び作成要領		B-3-2	1	(3)		②	(3)地域経済・地域社会への貢献 ②地域企業の活用	二	<p>・下記A～Cの区分に基づき参画する区内事業者数を記載すること。 ・区内事業者である代表企業、構成企業又は協力企業、再委託又は下請けを担う企業の名称及び所在地を明記し、再委託又は下請けを担う企業については、具体的な発注業務内容、発注時期を記載すること。 ・業務の再委託又は下請けを担う区内事業者の評価対象は、応募グループ内の企業、それらにより構成される共同企業体又はSPCと直接契約する事業者に限るものとし、2次以降の下請け等は含まない。</p> <p>A 代表企業を担う区内事業者の有無：有・無 B 構成企業、協力企業(SPCを設立する場合のみ)を担う区内事業者数：□者 C その他業務の再委託又は下請けを担う区内事業者数：□者</p>																																																			
5	様式集(エクセル編)		I-1					■駐車場(地下1階) <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th><th>設置数</th><th>面積(1単位あたり)</th><th>合計面積</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般駐車場</td><td>○○台</td><td>○○m²</td><td>○○m²</td></tr> <tr> <td>うち普通自動車用</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>うち車いす利用者用</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>うち思いやり駐車スペース</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>合計</td><td>○○台</td><td>—</td><td>○○m²</td></tr> </tbody> </table> <p>・面積は小数点以下第3位を四捨五入し、小数点以下第2位まで記載して下さい。</p>	項目	設置数	面積(1単位あたり)	合計面積	一般駐車場	○○台	○○m ²	○○m ²	うち普通自動車用				うち車いす利用者用				うち思いやり駐車スペース				合計	○○台	—	○○m ²	■駐車場(地下1階) <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th><th>設置数</th><th>面積(1単位あたり)</th><th>合計面積</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般駐車場</td><td>○○台</td><td>○○m²</td><td>○○m²</td></tr> <tr> <td>うち普通自動車用</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>うち車いす利用者用</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>うち思いやり駐車スペース</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>駐車ます以外の部分(車路等)</td><td>—</td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>合計</td><td>○○台</td><td>—</td><td>○○m²</td></tr> </tbody> </table> <p>・面積は小数点以下第3位を四捨五入し、小数点以下第2位まで記載して下さい。</p>	項目	設置数	面積(1単位あたり)	合計面積	一般駐車場	○○台	○○m ²	○○m ²	うち普通自動車用				うち車いす利用者用				うち思いやり駐車スペース				駐車ます以外の部分(車路等)	—			合計	○○台	—	○○m ²
項目	設置数	面積(1単位あたり)	合計面積																																																										
一般駐車場	○○台	○○m ²	○○m ²																																																										
うち普通自動車用																																																													
うち車いす利用者用																																																													
うち思いやり駐車スペース																																																													
合計	○○台	—	○○m ²																																																										
項目	設置数	面積(1単位あたり)	合計面積																																																										
一般駐車場	○○台	○○m ²	○○m ²																																																										
うち普通自動車用																																																													
うち車いす利用者用																																																													
うち思いやり駐車スペース																																																													
駐車ます以外の部分(車路等)	—																																																												
合計	○○台	—	○○m ²																																																										
6	様式集(エクセル編)		J-1-1					様式J-1-1 ①設計・建設・工事監理業務費見積書	<p>【備考】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・項目は適宜、追加及び削除してください。 ・各項目とも、項目名のみでは説明が不十分な場合は、算定根拠欄に内容を具体的に記載してください。 ・金額は、千円未満を四捨五入してください。 ・金額が、様式A-5と整合がとれていることを確認してください。 ・準備工事等の別途契約を提案する場合は、「Ⅱ.建設工事費」の項目を追加し、契約ごとに区分して記載してください。 	<p>【備考】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・項目は適宜、追加及び削除してください。 ・各項目とも、項目名のみでは説明が不十分な場合は、算定根拠欄に内容を具体的に記載してください。 ・金額は、千円未満を四捨五入してください。 ・金額が、様式A-5と整合がとれていることを確認してください。 ・準備工事等の別途契約を提案する場合は、「Ⅱ.建設工事費」の項目を追加し、契約ごとに区分して記載してください。 																																																			
7	様式集(エクセル編)		J-1-2					様式J-1-2 ②設計・建設・工事監理業務費見積書(広場等・その他屋外建築物内訳)	<p>【備考】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・項目は適宜、追加及び削除してください。 ・内訳は、「公園緑地工事工種体系ツリー図」(令和7年5月／国土交通省 都市局 公園緑地・景観課)を参照し、レベル3(種別)、レベル4(細別)をできる限り詳細に区分してください。 ・「(13) 什器・備品等工事」、「(14) 提案施設(任意)工事」は、「公園緑地工事工種体系ツリー図」とは別に分けて内訳を記載してください。 ・各項目とも、項目名のみでは説明が不十分な場合は、算定根拠欄に内容を具体的に記載してください。 ・金額は、千円未満を四捨五入してください。 ・金額が、様式A-5、様式J-1-1と整合がとれていることを確認してください。 	<p>【備考】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・項目は適宜、追加及び削除してください。 ・内訳は、「公園緑地工事工種体系ツリー図」(令和7年5月／国土交通省 都市局 公園緑地・景観課)を参照し、レベル3(種別)、レベル4(細別)をできる限り詳細に区分してください。 ・「(13) 什器・備品等工事」、「(14) 提案施設(任意)工事」は、「公園緑地工事工種体系ツリー図」とは別に分けて内訳を記載してください。 ・各項目とも、項目名のみでは説明が不十分な場合は、算定根拠欄に内容を具体的に記載してください。 ・金額は、千円未満を四捨五入してください。 ・金額が、様式A-5、様式J-1-1と整合がとれていることを確認してください。 ・準備工事等の別途契約を提案する場合は、「Ⅱ.建設工事費」の項目を追加し、契約ごとに区分して記載してください。 																																																			

様式集及び作成要領 新旧対照表

No	書類名	項	様式番号	1	(1)	1)	①	項目等 様式J-1-3 ③設計・建設・工事監理業務費見積書(体育館内訳)	修正前 (様式集及び作成要領(令和7年10月))	修正後 (様式集及び作成要領(令和7年11月改訂))
				1	(1)	1)	①		修正前 (様式集及び作成要領(令和7年10月))	修正後 (様式集及び作成要領(令和7年11月改訂))
8	様式集(エクセル 編)		J-1-3						【備考】 ・項目は適宜、追加及び削除してください。 ・施設毎に内訳を記入することが困難な項目については、必要に応じセルを結合する等、工夫してください。 ・各項目とも、項目名のみでは説明が不十分な場合は、算定根拠欄に内容を具体的に記載してください。 ・金額は、千円未満を四捨五入してください。 ・金額が、様式A-5、様式J-1-1と整合がとれていることを確認してください。	【備考】 ・項目は適宜、追加及び削除してください。 ・施設毎に内訳を記入することが困難な項目については、必要に応じセルを結合する等、工夫してください。 ・各項目とも、項目名のみでは説明が不十分な場合は、算定根拠欄に内容を具体的に記載してください。 ・金額は、千円未満を四捨五入してください。 ・金額が、様式A-5、様式J-1-1と整合がとれていることを確認してください。 ・準備工事等の別途契約を提案する場合は、「 <u>II.建設工事費</u> 」の項目を追加し、契約ごとに区分して記載してください。

基本契約書(案) 新旧対照表

No	頁	第1章	第1条	1	(1)	項目等	修正前 (基本契約書(案)(令和7年10月))	修正後 (基本契約書(案)(令和7年11月改訂))
1	2	第1章	第5条	9		(当事者の義務等)	9 代表企業は、事業提案書に基づいて、事業内容全体を統括し、構成企業を適切に指導、調整し、本事業の遂行に努めるものとする。なお、代表企業は、 <u>定期的に本事業の実施の状況に関し区に報告するものとし、区の要請があったときには、随時報告を行わなければならない。</u>	9 代表企業は、事業提案書に基づいて、事業内容全体を統括し、構成企業を適切に指導、調整し、本事業の遂行に努めるものとする。なお、代表企業は、本事業の実施の状況に関し、区から要請があつたときには報告を行わなければならない。
2	5	第2章	第11条	5		(統括管理業務の実施)	5 統括管理業務を実施する者は、本事業で実施する全ての業務についてのセルフモニタリングを指導し、その結果を踏まえ本事業全体のセルフモニタリングを実施する。	5 統括管理業務を実施する者は、本事業で実施する全ての業務についてのセルフモニタリングを指導し、その結果を踏まえ本事業全体のセルフモニタリングを実施する。また、統括管理業務を実施する者は、定期的に本事業の実施の状況に関し、区に報告するものとする。

指定管理に係る基本協定書(案) 新旧対照表

No	協定書	別紙	頁	条	1	(1)	項目等	修正前 (指定管理に係る基本協定書(案)(令和7年10月))				修正後 (指定管理に係る基本協定書(案)(令和7年11月改訂))				
								No	リスクの種類	リスクの内容		負担者		No.	リスクの種類	リスクの内容
1	2	47 48	別紙2 リスク分担 表	47	48	49	47 48 49	施設の契約不 適合	施設に補修を要する契約不適合が見つかった場合		●	46	47	上記以外の第三者等の事由による施設の損害	●	▲
								施設譲渡	本区に施設・設備を譲渡する際に、各種サービスが継続可能な 状態にするための費用					自主事業	自主事業（各種教室等、物品販売等）の実施に伴うもの	
								自主事業	自主事業（各種教室等、物品販売等）の実施に伴うもの					●	●	●

モニタリング基本計画 新旧対照表

No	頁	1.	1.1	(1)	1)	項目等	修正前 (モニタリング基本計画(令和7年10月))	修正後 (モニタリング基本計画(令和7年11月改訂))																												
1	8	2.	2.3	(2)	2)	表 2-2 建設業務に 関する提出 書類 既存施設 の撤去業務	既存施設 の撤去業 務		要求 水準書		p.69		解体工事計画書		解体 着手前																					
															既存施設 の撤去業 務		要求 水準書		p.69 p.76		解体工事計画書		解体 着手前													
2	20	2.	2.3	(4)	2)	2)提出書類 による確認	事業者は、表 2-4 の提出書類を、それぞれの提出時期までに作成し、本区に提出して確認を行う。						事業者は、表 2-6 の提出書類を、それぞれの提出時期までに作成し、本区に提出して確認を行う。																							
3	21	2.	2.3	(4)	2)	表 2-6 付帯事業に 関する提出 書類 進捗報告					定期的に						定期的に																			
							進捗 報告	実施 協定書	第 9 条 p.121	付帯事業に係る設計業務、建設業 務、工事監理業務、維持管理業務 及び運営業務の進捗状況及び内容			進捗 報告	実施 協定書	第 6 条 p.121	付帯事業に係る設計業務、建設業 務、工事監理業務、維持管理業務 及び運営業務の進捗状況及び内容																				
4	30	4.	4.3	(2)	1)	表 4-1 サービス対 価の減額	対象となる事象			算定式				対象となる事象			算定式																			
							事業者の責めに帰すべき事由によ り、施設の全部又は一部が利用でき ない場合			一日あたりのサービス対価 (要求水準及び 事業者提案未達成応分) ×1.5×ペナルティ起 算日から改善確認までの経過日数				事業者の責めに帰すべき事由によ り、施設の全部又は一部が利用でき ない場合			一日あたりのサービス対価 (使用不可施設 応分) ×1.5×ペナルティ起算日から改善確認 までの経過日数																			
							事業者の責めに帰すべき事由によ り、要求水準及び事業者提案が達成 されない場合			一日あたりのサービス対価 (使用不可施設 応分) ×1.5×ペナルティ起算日から改善確認 までの経過日数				事業者の責めに帰すべき事由によ り、要求水準及び事業者提案が達成 されない場合			一日あたりのサービス対価 (要求水準及び 事業者提案未達成応分) ×1.5×ペナルティ起 算日から改善確認までの経過日数																			